

福祉のまちづくり基本方針の見直しに向けた論点（案）

1 背景・趣旨

県では、全国に先駆けて取り組んできた福祉のまちづくりにより、安全・安心で快適なまちづくりを推進してきた。より質の高い社会づくりを進める観点から、平成30年3月には「ユニバーサル社会づくりの推進に関する条例」を制定し、国においても、平成30年5月にバリアフリー法を改正し、同年12月にはユニバーサル社会実現推進法を制定するなど、福祉のまちづくりを取り巻く環境は変化している。

こうした状況の下、福祉のまちづくりを一層推進していくため、福祉のまちづくり基本方針の見直しを実施する。

2 福祉のまちづくりによる取組

福祉のまちづくり条例（H4制定、H8・14・22改正）や福祉のまちづくり基本方針（H6策定、H8・24・28改定）に基づいて、特に多数の人が利用する鉄道駅舎等のバリアフリー化を順次進めるほか、平成24年から障害当事者等利用者の意見を特定施設の整備・運営に反映する先進的な取組を導入し、ハード面のバリアフリー化を着実に進めてきた。

3 主な論点（案）

(1) 目指すべき姿について

- ・ 現行の方針の理念と基本的方向
- ・ ハード・ソフト一体となった面的なバリアフリー化の推進について
（ユニバーサル社会づくり推進地区における取組の活性化、バリアフリー法による市町マスタープランの作成促進等）
- ・ ICTやIOTなど革新技术の活用
（スマートフォン等を活用したバリアフリー情報取得の充実等）
- ・ 訪日外国人などへの対応
（ホテル等における多言語による標記や案内の充実等）

(2) 目標設定について

- ・ 現行目標の評価・検証を踏まえ、令和3年度以降の新たな整備目標を検討
- ・ 地域創生戦略、兵庫2030年の展望等の上位計画や福祉部局の計画等との整合

(3) 推進施策等について

区分	内容
ユニバーサル社会づくり推進地区	ハード・ソフト一体的な面的バリアフリー整備
	ユニバーサルマップの作成の促進
公共交通（鉄道駅舎・バス）	3,000人／日以上駅と同程度の利用が見込める駅等の対応
	公共交通機関乗換え時の情報提供のあり方
	ノンステップバス等の導入促進
	その他公共交通機関のバリアフリー整備
公共施設（道路・公園）	公園のトイレ等の機能向上
公益的施設（建築物）	ホテル・学校（避難所、投票所）のきめ細やかなバリアフリー整備
	民間施設のハード・ソフト両面のバリアフリー情報の提供
参画・協働	チェック&アドバイスの一層推進

国の移動等円滑化の促進に関する基本方針の見直しの動向を踏まえて精査

[参考1] 国の検討会資料（参考資料3-3）

- ・ 「バリアフリー法及び関連施策のあり方に関する検討会」2020報告書
- ・ 基本方針における整備目標の項目の見直しに係る主要論点（案）

[参考 2] 福祉のまちづくりに関する国・県の動き

時期	国	県
平成 22 年 12 月		「福祉のまちづくり条例」改正
平成 23 年 5 月		「福祉のまちづくり条例施行規則」改正
平成 23 年 8 月	「障害者基本法」改正	
平成 24 年 1 月		「福祉のまちづくり基本方針」改定
平成 24 年 3 月	都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン改訂	
平成 24 年 6 月	「障害者総合支援法」制定	「福祉のまちづくり条例施行規則」改正
平成 24 年 7 月	高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準改訂	
平成 25 年 6 月	「障害者差別解消法」制定 公共交通機関の移動等円滑化整備ガイドライン改訂	
平成 25 年 9 月	東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会開催決定	
平成 26 年 1 月	「障害者の権利に関する条約」批准	
平成 27 年 7 月	高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（劇場、競技場等の客席・観覧席を有する施設に関する追補版）発行	
平成 28 年 7 月		「福祉のまちづくり基本方針」改定
平成 29 年 3 月	東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が「Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドライン」公表	
平成 30 年 3 月		「ユニバーサル社会づくりの推進に関する条例」制定 「ひょうご・スマイル条例」制定 「福祉のまちづくり条例」改正
平成 30 年 5 月	「バリアフリー法」改正	
平成 30 年 10 月		ひょうごユニバーサル社会づくり総合指針改定
平成 30 年 12 月	「ユニバーサル社会実現推進法」制定	
平成 31 年 3 月	「バリアフリー法施行令」改正 ホテル又は旅館における高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（追補版）発行	